



青の^{きら}煌めきあおもり

国スポ・障スポ実行委員会

第15回競技運営専門委員会

令和7年2月3日（月）

青森県庁西棟5F 580会議室



青の^{きら}煌めきあおもり国スポ・障スポ

2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

第15回競技運営専門委員会 資料目次

○ 次第	P. 1
○ 委員名簿	P. 2
○ 報告事項	
1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過	P. 3
2 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項	P. 4
3 青の煌めきあおもり国スポクレ射撃競技会会期の変更	P. 5
4 青の煌めきあおもり国スポリハーサル大会競技会場及び競技実施日の変更	P. 6
5 青の煌めきあおもり国スポ練習会場の変更	P. 10
6 青の煌めきあおもり国スポデモンストレーションスポーツ競技会場の名称 及び競技会場の変更	P. 11
7 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ表彰状・賞状等デザイン	P. 12
○ 審議事項	
1 第80回国民スポーツ大会実施要項 総則（案）	P. 15

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

第15回競技運営専門委員会 次第

日時：令和7年2月3日（月）

13：30～15：00

場所：青森県庁西棟5F580会議室

1 開会

2 報告事項

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項
- (3) 青の煌めきあおもり国スポクレ射撃競技会会期の変更
- (4) 青の煌めきあおもり国スポリハーサル大会競技会場及び競技実施日の変更
- (5) 青の煌めきあおもり国スポ練習会場の変更
- (6) 青の煌めきあおもり国スポデモンストラーションスポーツ競技会場の名称及び競技会場の変更
- (7) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ表彰状・賞状等デザイン

3 審議事項

- (1) 第80回国民スポーツ大会実施要項 総則（案）

4 閉会

競技運営専門委員会 委員名簿

(順不同：敬称略)

No	分野	機関・団体名及び役職名	氏名
1	体育・スポーツ関係	公益財団法人青森県スポーツ協会 競技力向上委員長	津田 英一
2		公益財団法人青森県スポーツ協会 スポーツ振興課長 (事務局次長)	蛭名 友実
3		一般財団法人青森陸上競技協会 副会長	對馬 拓
4		一般社団法人青森県水泳連盟 常任理事	岩渕 融義
5		一般社団法人青森県サッカー協会 常務理事	石原 静子
6		青森県テニス協会 理事長	越善 隆
7		青森県バレーボール協会 理事長	齋藤 達人
8		一般財団法人青森県バスケットボール協会 専務理事	荒谷 修平
9		青森県柔道連盟 理事長(事務局長)	盛 広
10	学校関係	青森県中学校体育連盟 理事長	塩谷 貴
11		青森県高等学校体育連盟 理事長	坂本 浩一
12	学識経験者	青森県立中央病院整形外科 部長	佐藤 英樹
13		公立大学法人青森公立大学経営経済学部経営学科 教授	金子 輝雄
14		八戸学院大学健康医療学部 講師	工藤 祐太郎
15	県関係	青森県教育庁スポーツ健康課 課長	坂本 雄大

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過

第14回競技運営専門委員会以降の準備経過は以下のとおりである

年	月	日	内	容
令和6年	7月	12日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第15回総務企画専門委員会を開催（書面開催）	
	7月	29日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第3回常任委員会を開催	
	7月	29日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第2回総会を開催	
	8月	20日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ公式ポスター決定	
	9月	21日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ「開催2年前イベント」を開催	
	10月	22日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第6回宿泊専門委員会を開催	
	10月	22日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回水泳（飛込）競技運営委員会を開催	
	11月	8日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回馬術競技運営専門委員会を開催	
	11月	12日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第16回総務企画専門委員会を開催	
	11月	15日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第7回式典専門委員会を開催	
	11月	18日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第4回常任委員会を開催	
	12月	19日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回医事・衛生専門委員会を開催	
	12月	20日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催（書面開催）	
令和7年	1月	27日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回輸送・交通専門委員会を開催	

※これまでの準備経過につきましては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポホームページに掲載してありますので御覧ください。



青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項

第14回競技運営専門委員会（令和6年5月31日）以降に開催した総会及び常任委員会での決定事項は、下記のとおりである。

記

1 第3回常任委員会決定事項

【令和6年7月29日開催】

- (1) 「青の煌めきあおもり国スポ」・「青の煌めきあおもり障スポ」公式ポスターデザイン入賞作品
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領改正
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛謝意表明実施要領
- (4) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会専門委員会規程改正

2 第2回総会決定事項

【令和6年7月29日開催】

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度事業報告
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度収支決算
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和6年度事業計画
- (4) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和6年度収支予算

3 第4回常任委員会決定事項

【令和6年11月18日開催】

- (1) 青の煌めきあおもり国スポの会場変更について

青の煌^{きら}めきあおもり国スポクレ射撃競技会会期の変更

【クレ射撃】

種別	会場名	競技会場	日程	
成年	弘前市	弘前クレ射撃場	変更前	10/10（土）～10/13（火）4日間
			変更後	9/3（木）～9/6（日） 4日間

変更理由：先催県の競技日程を参考とし、中央競技団体、県競技団体と協議した結果、競技運営上支障がないため、競技会会期を変更するものである。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会
競技会場及び競技実施日の変更

1 競技会場の変更

【変更前】

競技・種目	会場地	大会名	実施日	競技会場名
アーチェリー	青森市	令和7年度東北高等学校アーチェリー選手権大会	2025年 6月27日(金)～ 29日(日)	新青森県総合運動公園 園投てき・アーチェリー場

【変更後】

競技・種目	会場地	大会名	実施日	競技会場名
アーチェリー	青森市	令和7年度東北高等学校アーチェリー選手権大会	2025年 6月27日(金)～ 29日(日)	カクヒログループアスレチックスタジアム

変更理由：総合開会式会場の変更に伴い、カクヒログループアスレチックスタジアムの使用が可能となり、競技運営等について再検討した結果、会場を変更するもの。

2 実施競技日の変更

	競技名	市町村名	実施日	
1	陸上競技	青森市	変更前	令和7年6月
			変更後	令和7年6月13日(金)～16日(月)
	変更理由	競技日程が決定したため。		
2	バレーボール (ビーチバレーボール)	青森市	変更前	令和7年7月26日
			変更後	令和7年9月13日(土)～14日(月)
	変更理由	当初、計画していた競技日程ではリハーサル大会の開催が難しく、日程調整の必要が生じたため。		
3	体操 (トランポリン)	弘前市	変更前	令和7年7月12日(土)～令和7年7月13日(日)
			変更後	令和7年6月28日(土)～令和7年6月29日(日)
	変更理由	競技日程が決定したため。		
4	自転車 (トラック)	八戸市	変更前	令和7年9月5日(金)～9月6日(土)
			変更後	令和7年10月6日(月)～10月7日(火)
	変更理由	全国大会(大学選手権大会、滋賀国スポ)が連続開催となる予定であり、選手及び競技役員の参加が困難となるため。		

5	自転車 (ロード)	階上町	変更前	令和7年9月7日(日)
			変更後	令和7年10月5日(日)
	変更理由	全国大会(大学選手権大会、滋賀国スポ)が連続開催となる予定であり、選手及び競技役員の参加が困難となるため。		
6	柔道	つがる市	変更前	令和7年6月28日(土)～6月29日(日)
			変更後	令和7年6月21日(土)～6月22日(日)
	変更理由	令和7年7月第1週に東北柔道連盟主催の東北大会が開催される予定であり、2週連続試合をする選手が出ると想定されるため。		
7	空手道	弘前市	変更前	令和7年6月7日(土)～令和7年6月8日(日)
			変更後	令和7年6月8日(日)
	変更理由	競技日程が決定したため。		
8	銃剣道	三沢市	変更前	令和7年8月24日(日)
			変更後	令和7年11月2日(日)
	変更理由	競技別リハーサル大会として見込んでいた大会が、当初の競技日程では開催することが困難となったため。		
9	ゴルフ	青森市	変更前	令和7年8月29日(金)
			変更後	令和7年9月5日(金)
	変更理由	熱中症対策のため。		
10	ゴルフ	平内町	変更前	令和7年 未定
			変更後	令和7年5月27日(火)～5月30日(金)
	変更理由	競技日程が決定したため。		

青の煌めきあおもり国スポ 競技別リハーサル大会【競技別一覧】

2025年2月3日現在

No.	競技・種目名		会場地	大会名	実施日		競技会場名
					開始日	終了日	
1	陸上競技		青森市	第80回東北高等学校陸上競技大会 兼 秩父宮賜杯第78回全国高等学校陸上競技対校選手権大会東北地区予選会	2025年6月13日～16日		カクヒログルーブアスレチックスタジアム
2	水泳	競泳	青森市	第80回東北水泳大会 第73回東北高等学校選手権水泳競技大会 第93回日本高等学校選手権水泳競技大会予選会	2025年7月18日～20日		
		水球	青森市	開催しない	—		
		アーティスティックスイミング		日本アーティスティックスイミング・チャレンジカップ2025岩手県・宮城県・福島県・山形県・秋田県・青森県予選会	2025年6月29日		
	飛込	宮城県 利府町	開催しない	—		サンセットビーチあさむし特設会場	
3	サッカー		八戸市	第61回全国社会人サッカー選手権大会	2025年10月11日～15日		ブライフーズスタジアム 東運動公園陸上競技場 南郷陸上競技場
			十和田市				十和田市高森山球技場 十和田市高森山人工芝多目的グラウンド
			五戸町				五戸町ひばり野公園陸上競技場
			南部町				ふるさと運動公園陸上競技場
4	テニス		青森市	第48回全日本都市対抗テニス青森大会	2025年7月18日～20日		新青森県総合運動公園テニスコート
5	ローイング		むつ市	令和7年度東北ローイング選手権大会 兼 第51回東北高等学校ローイング選手権大会	2025年6月21日～22日		むつ市大湊特設ローイング場
6	ホッケー		三沢市	全日本社会人ホッケー選手権大会	2025年9月6日～10日		青森県立三沢高等学校グラウンド
			六ヶ所村				六ヶ所村内子内農山村広場多目的広場
7	バレーボール	6人制	青森市 五所川原市 つがる市	開催しない	—		
		ビーチバレーボール	青森市	ジャパンビーチバレーボールツアー-2025サテライト青森大会	2025年9月13日～14日		
	競技 新体操 トランポリン	弘前市	開催しない 第39回東北トランポリン競技選手権大会	2025年6月28日～29日		岩木山総合公園体育館	
9	バスケットボール		八戸市	開催しない	—		
			十和田市				
			三沢市				
			むつ市				
10	レスリング		八戸市	令和7年度第71回東北高等学校レスリング選手権大会	2025年6月21日～22日		FLAT HACHINOHE
11	セーリング		むつ市	高松宮妃記念杯第71回全日本実業団ヨット選手権大会 第25回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 2025年全日本セーリング選手権大会	2025年9月13日～15日		大平マリーナ
12	ウエイトリフティング		平川市	内閣総理大臣杯第62回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会 レディースカップ第17回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会	2025年11月19日～23日		ひらかわドリームアリーナ
13	ハンドボール		青森市	第30回ジャパンオープントーナメント	2025年8月9日～12日		盛運輸アリーナ マエダアリーナ
			野辺地町	開催しない	—		
14	トラックレース	八戸市	第60回全国都道府県対抗自転車競技大会	2025年10月6日～7日		八戸自転車競技場	
	ロードレース	階上町		2025年10月5日		階上町特設ロードレースコース	
15	ソフトテニス		青森市	男子第70回・女子第69回全日本実業団ソフトテニス選手権大会	2025年7月26日～27日		新青森県総合運動公園テニスコート
16	卓球		青森市	2025年全日本卓球選手権大会(団体の部)	2025年10月17日～19日		カクヒログルーブスーパーアリーナ
17	軟式野球		青森市	開催しない	—		
			三沢市				
			六戸町				
			六ヶ所村				
			おいらせ町				
18	相撲		十和田市	第63回全国教職員相撲選手権大会	2025年8月24日		十和田市相撲場
19	馬術		山梨県 北杜市	青の煌めきあおもり馬術競技リハーサル大会	2026年6月6日～7日		山梨県馬術競技場
20	フェンシング		むつ市	第78回全日本フェンシング選手権大会 団体戦	2025年11月21日～23日		むつマエダアリーナ
21	柔道		つがる市	第75回東北高等学校柔道大会	2025年6月21日～22日		伊藤鉱業アリーナつがる

青の煌めきあおもり国スポ^{きら} 競技別リハーサル大会【競技別一覧】

2025年2月3日現在

No.	競技・種目名	会場地	大会名	実施日		競技会場名	
				開始日	終了日		
22	ソフトボール	弘前市	第77回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	2025年9月20日～22日		弘前市運動公園野球場(はるか夢球場) 岩木山総合公園野球場 平賀多目的広場	
		八戸市	開催しない	—			
		三沢市					
		東北町					
23	バドミントン	黒石市	バドミントンS/JリーグII 2025 黒石大会	2025年11月13日～16日		スポカールイン黒石	
24	弓道	弘前市	第72回全日本勤労者弓道選手権大会	2025年5月31日～6月1日		青森県武道館近隣の弓道場	
25	ライフル射撃	50m	弘前市	全日本社会人スポーツ射撃競技選手権大会 兼 全国ジュニアスポーツ射撃競技大会	2025年9月5日～7日		弘前市運動公園運動広場特設ライフル射撃場
		10m					
		BR・BP					弘前克雪トレーニングセンター
		25m	青森市	2025年度 全国センター・ファイア・ピストル射撃競技大会	2025年9月6日～7日		青森県警察学校射撃場
26	剣道	七戸町	開催しない	—			
27	ラグビーフットボール	15人制	青森市	開催しない	—		
		7人制	八戸市				
28	スポーツクライミング	リード ボルダー	青森市	青の煌めきスポーツクライミング競技大会	2026年(未定)		盛運輸アリーナ
29	カヌー	スプリント	西目屋村	東北高等学校新人カヌースプリント選手権大会	2025年10月18日～19日		津軽白神湖特設カヌー競技場
		スラローム		白神カップカヌー大会	2025年6月21日		目屋溪谷岩木川カヌー競技場
		ワイルドウォーター					
30	アーチェリー	青森市	令和7年度東北高等学校アーチェリー選手権大会	2025年6月27日～29日		カクヒログループアスレチックスタジアム	
31	空手道	弘前市	第51回青森県少年空手道大会	2025年6月8日		青森県武道館主競技場	
32	銃剣道	三沢市	青の煌めきあおもり銃剣道競技リハーサル大会	2025年11月2日		三沢市国際交流スポーツセンター	
33	クレー射撃	弘前市	2025年度 ブロック本部公式大会(北海道・東北)	2025年7月20日～21日		弘前クレー射撃場(トラップ1面・スキート1面)	
34	なぎなた	藤崎町	第66回都道府県対抗なぎなた大会	2025年5月24日～25日		スポーツプラザ藤崎	
35	ボウリング	八戸市	内閣総理大臣杯・文部科学大臣杯第54回全国都道府県対抗ボウリング選手権大会	2025年10月17日～19日		ゆりの木ボウル	
36	ゴルフ	青森市	2025年度第24回東北女子倶楽部対抗競技大会	2025年9月5日		青森カントリー倶楽部	
		平内町	第59回東北アマチュアゴルフ選手権競技	2025年5月27日～30日		夏泊ゴルフリンクス	
37	トライアスロン	青森市	第16回日本スプリントトライアスロン選手権(2025/青森)	2025年9月14日		青森市特設トライアスロン会場	
38	(特別)高等学校野球	硬式	弘前市	開催しない	—		
		軟式	弘前市				

青の煌めきあおもり国スポ練習会場の変更

No.	競技名	市町村名	練習会場	
1	水泳 (水球)	青森市	変更後	マエダアリーナ 50m プール 新青森県総合運動公園室内プール 青森勤労者プール (追加)
	変更理由	大会 1 日目、2 日目及び 3 日目の練習会場が不足するため追加するもの。		
2	バレーボール (6 人制)	青森市	変更後	青森県立青森工業高等学校 第一体育館 青森県立青森東高等学校 第二体育館 青森県立青森商業高等学校 第一体育館 (追加)
	変更理由	大会期間中 (前日含む) の練習会場が不足するため追加するもの。		
3	ハンドボール	青森市	変更後	青森県立青森南高等学校第二体育館 青森県立青森西高等学校第一体育館 青森県立青森高等学校 無限ドーム 青森県立青森中央高等学校 第一体育館 青森県立青森東高等学校 第二体育館 青森県立青森商業高等学校 第一体育館 青森中央学院大学 第二体育館 (追加)
	変更理由	大会 2 日目、3 日目の練習会場が不足するため追加するもの。		
4	アーチェリー	青森市	変更前	新青森県総合運動公園多目的広場
			変更後	新青森県総合運動公園投てき・アーチェリー場
	変更理由	競技会場の変更に伴い練習会場を変更するもの。		

青の煌^{きら}めきあおもり国スポデモンストレーションスポーツ
競技会場の名称及び競技会場の変更

1 競技会場の名称変更

市町村名	競技名	開催予定施設	
		変更前	変更後
青森市	ターゲット・バードゴルフ	みちぎんどリーム スタジアム多目的広場	オカでんアリーナ 多目的広場
	カーリング	みちぎんどリーム スタジアムカーリング場	オカでんアリーナ カーリング場

【変更理由】

ネーミングライツによる名称変更によるもの

2 競技会場の変更

市町村名	競技名	開催予定施設	
		変更前	変更後
板柳町	ふれあいゲートボール	板柳町民ゲートボール場	板柳町立板柳中学校 グラウンド
外ヶ浜町	ペタンク	外ヶ浜町立蟹田小学校 グラウンド	蟹田一本松地区公園

【変更理由】

板柳町及び外ヶ浜町は、競技運営について再検討した結果、会場を変更するもの

(留意事項)

開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ表彰状・賞状等デザイン

青の煌めきあおもり国スポ・障スポの入賞者に授与する表彰状・賞状、額縁等のデザインについて報告する。

【表彰関連の製作物】

製作物一覧
総合成績表彰状（国スポ）
総合成績表彰状の額縁（国スポ）
競技別表彰状（国スポ）
競技別賞状等（国スポ、障スポ）
賞状収納ケース（国スポ、障スポ）
※メダル（国スポ、障スポ）

※デザイン検討中

1 国スポ総合表彰状及び額縁

(1) 授与対象

- ・男女総合成績第1位（天皇杯）～第8位の都道府県
- ・女子総合成績第1位（皇后杯）～第8位の都道府県

(2) 素材及びデザイン

- ・青森県の特産、特色を生かした素材を採用し本県の伝統技術を用いて制作する。
- ・表彰状のデザインについては、格式がありシンプルなデザインとする。

(イメージ)



【表彰状】 A3（430mm×310mm）

素材：りんごとさくらの剪定枝入り手漉き和紙

【額縁】 570mm×450mm

素材：青森ヒバ

【敷布】

模様：男女総合成績・・・津軽こぎん刺し

女子総合成績・・・南部菱刺し

2 競技別表彰状及び賞状等

(1) 授与対象

【競技別表彰状】

- ・ 国スポ正式競技の男女総合成績の第1位～第8位
- ・ 〃 女子総合成績の第1位～第8位
- ・ 〃 ※総合成績の第1位～第8位

※種別が男子・女子のみ、又は制限のない競技（軟式野球、なぎなた、銃剣道、相撲、クレール射撃、アイスホッケー）

【競技別賞状】

- ・ 国スポ正式・特別競技の各種別・種目ごとの第1位～第8位
- ・ 障スポ正式競技（団体競技）の第1位～第3位

【デモスポ賞状・認定証】

- ・ デモンストレーションスポーツ（デモスポ）の入賞者、参加者

(2) 素材及びデザイン

- ・ 各競技会場での筆耕となるため、プリンター対応の汎用性が高い用紙とする。
- ・ 正式・特別競技表彰状及び賞状のデザインは、格式がありシンプルなデザインとする。
- ・ デモスポ及び障スポ賞状のデザインは、アップリート君を用いてポップなデザインとする。

(イメージ)

【冬季大会 競技別表彰状・賞状】

【本大会 競技別表彰状・賞状（正式・公開競技）】

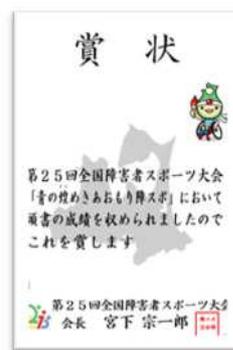


【デモスポ 賞状・認定書】



(A4版)

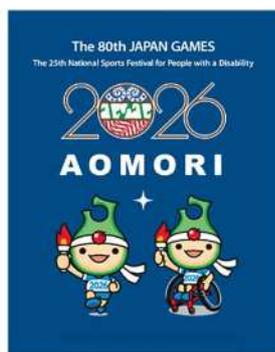
【障スポ賞状】



3 賞状収納ケース

- ・正式・特別競技及び障スポの競技別表彰状・賞状を収納するケース。
- ・デザインは全競技共通、アップリート君を使用し、大会の愛称及びスローガンを記載する。

(イメージ)



4 メダル

- ・正式競技 1～3位の選手に授与
- ・障スポ 1～3位の選手及びその補助者に授与
- ・総務企画専門委員会で最終決定（2月）

5 今後のスケジュール

令和7年度

- ・4月 総合表彰状・額縁契約
- ・5月 競技別表彰状等の必要枚数最終確認
- ・7月 競技別表彰状・賞状・収納ケース等契約
- ・11月 表彰状等納品①（冬季）、J S P O報告
- ・1月～2月 青の煌めきあおもり国スポ冬季大会
- ・3月 表彰状等納品②（冬季以外）

第80回国民スポーツ大会実施要項

総 則（案）

開 催 の 趣 旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

青森県で開催する第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」は、「翔けろ未来へ 縄文の風に乗って」をスローガンに掲げ、スポーツによる感動や交流の輪が広がるとともに、本県のあらゆる魅力を発信するなど、県民総参加による青森県らしさあふれる大会を目指して開催する。

実 施 方 針

1 実施競技

(1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技（7 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(3) デモンストレーションスポーツ（39 競技）

いきいき太極拳、インディアカ、ウォーキング、ウォークビンゴ、エンジョイ！グラウンド・ゴルフ、オリエンテーリング、カーリング、空道、女子ソフトボール、スポーツウエルネス吹矢、スポーツチャンバラ、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、ダンススポーツ、ドッジボール、年齢別ソフトテニス、年齢別テニス、年齢別バドミントン、ノルディックウォーキング、パークゴルフ、パラグライディング、ビリヤード、ビーチサッカー、ファイン・ボール、フライングディスク、ふれあいゲートボール、ふれあいソフトボール、ふれあいボウリング、フロアボール、ペタンク、マスターズスイミング、マスターズ陸上競技、マラソン、マラソン&ウォーキング、モルック、ユニカール、ユニバーサルホッケー、ラージボール卓球、Let's Enjoy バウンドテニス

(4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球

2 会期及び会場

(1) 正式競技・特別競技（11市、11町、2村：計24市町村）

会 期	会 場 地
2026年10月10日（土） ～10月20日（火） 〔11日間〕	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、西目屋村、藤崎町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、五戸町、南部町、階上町、山梨県北杜市
2026年9月3日（木） ～9月13日（日） 〔11日間〕	青森市、弘前市、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、西目屋村、野辺地町、六ヶ所村、宮城県利府町 ※ 水泳、ローイング、ホッケー、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、セーリング、ハンドボール、相撲、ライフル射撃、カヌー（スラローム・ワイルドウォーター）、クレ射撃、ゴルフ、トリアスロン競技会は上記会場地で実施
2026年10月2日（金） ～10月7日（水） 〔6日間〕	青森市、弘前市 ※ アーチェリー、高等学校野球競技会は上記会場地で実施

(2) 公開競技（3市2町：計5市町）

会 期	会 場 地
2026年8月8日（土） ～10月4日（日）	十和田市、三沢市、平川市、平内町、藤崎町

(3) デモンストレーションスポーツ（7市、16町、6村：計29市町村）

会 期	会 場 地
2026年5月17日（日） ～10月4日（日）	青森市、弘前市、八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平川市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鱒町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、横浜町、東北町、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、田子町、階上町、新郷村

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2026年1月1日から2026年12月31日までの期間で、原則として、県内市町村で開催する。

3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第80回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第78回又は第79回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第78回又は第79回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「能登半島地震に係る選

手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者(別記6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと(別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受けふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地(以下「学校所在地」という。)

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2026年4月30日以前から本大会終了時（2026年10月20日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- d 別記6「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2008年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2008年4月2日から2011年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2026年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2011年4月2日から2012年4月1日までに生まれた者）とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—————	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

(1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

(2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらにその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

(6) 各正式競技の第1位から第3位までの選手にメダルを授与する。

8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県スポーツ協会会長（代表者）及び競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛てに申込むものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日時までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

なお、各競技別実施要項の「参加申込方法」を併せて確認すること。

(3) 参加申込締切日

締切日時	競 技
2026年 8月13日（木） 午後5時 【15競技】	水泳、ローイング、ホッケー、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、セーリング、ハンドボール、自転車、相撲、ライフル射撃、カヌー、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

2026年 9月3日(木) 午後5時 【24競技】	陸上競技、サッカー、テニス、バレーボール(6人制)、バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球
------------------------------------	--

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛てに届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局

ウ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ各競技会場地市町村実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

(1) 大会に参加選手団(視察員を除く)を派遣する都道府県スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人あたりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	3,000円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	6,000円

[注] 地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、都道府県スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2026年9月4日(金)

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

12 都道府県選手団本部役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。
 - ア 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
 - イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
 - ウ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2026 年 9 月 3 日（木）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2027 年以降の国民スポーツ大会の開催が決定又は内定している県については、宮崎県 100 名以内、長野県及び群馬県 60 名以内、島根県及び奈良県 40 名以内とする。
- (2) 都道府県の視察員の参加申込は、2026 年 9 月 3 日（木）までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。

14 参加章及び AD カードの交付

参加章及び AD カードは、次の者に交付する。

- (1) 参加章
 - ア 都道府県選手団の本部役員、監督及び選手
 - イ 大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員
 - ウ 公開競技及びデモンストラーションスポーツ参加者
- (2) AD カード (Accreditation Card)
 - ア 都道府県選手団
 - イ 大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員
 - ウ 大会主催者及び競技会主催者が認めた者
 - エ 公開競技に参加する選手、監督及び役員

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

16 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ各競技会場地市町村実行委員会及び国民スポーツ大会実施競技中央競技団体（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。

なお、参加は1人1競技に限る。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、青森県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

(1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

(2) 大会参加の都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり1,000円）を、日本スポーツ協会に納入する。

(3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県スポーツ協会へ通知する。

19 青の煌めきあおもり国スポの実施目標

(1) スポーツによる感動の創出と地域へのスポーツの定着

スポーツを「する」「みる」「ささえる」など多様な場面で、感動が創出されることによ

り、県民の誰もがスポーツに関わる楽しさを感じることができる環境が整備されるとともに、県内各地で地域住民がスポーツに取り組む習慣が身につく、スポーツが地域に定着する大会とする。

(2) 自発的、積極的な県民参加による地域の活性化

県民一人ひとりが、開催準備に自発的、積極的に参加するとともに、スポーツを通じた健康づくりなどに一丸となって取り組むことにより、全ての県民が心身ともに健康な状態で大会を迎え、その後も各地域が元気で活力に満ちた姿となる大会とする。

(3) 来県者への熱い心でのおもてなしとあらゆる魅力の発信

大会に参加する選手・監督・役員・応援者など数多くの来県者を熱いおもてなしの心で迎えるとともに、大会期間を通して本県のあらゆる魅力を体感していただくことにより、再び本県を訪問したいという気持ちを喚起する大会とする。

(4) 北国ならではの大会運営

北国ならではの気象条件を考慮し、総合開・閉会式を屋内開催とするとともに、競技特性も考慮の上、会期前競技を多く設定することなどにより選手ファーストを意識した大会とする。

20 その他

(1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。

(2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。

(3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

別記1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛てに提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1-③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、又は同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-2)-②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第33回オリンピック競技大会（2024年・パリ）に参加した者。
- (2) 2026年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2026年4月30日以前から大会終了時（2026年10月20日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2026年4月30日以前から大会終了時（2026年10月20日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2026年4月30日以前から大会終了時（2026年10月20日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第78回又は第79回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2026年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場す

ることができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第79回大会又は第80回大会に参加した者が、第81回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度(小学校は2015年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

別記6 「能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2026年4月30日以前から当該大会終了時（2026年10月20日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第78回大会又は第79回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2026年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の子選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場す

ることができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第79回大会又は第80回大会に参加した者が、第81回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024年度から2025年度(小学校は2028年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。